

地方独立行政法人
宮城県立こども病院中期計画
(平成18年度～平成21年度)

平成18年4月

地方独立行政法人宮城県立こども病院

地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
	1 診療事業	
	2 成育支援事業	
	3 臨床研究事業	
	4 教育研修事業	
	5 災害時等における活動	
第 3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
	1 効率的な業務運営体制の確立	
	2 業務運営の見直しや効率化による収支改善	
第 4	予算，収支計画及び資金計画	9
	1 予算	
	2 収支計画	
	3 資金計画	
第 5	短期借入金の限度額	9
	1 限度額	
	2 想定される理由	
第 6	重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画	9
第 7	剰余金の使途	9
第 8	料金に関する事項	9
	1 使用料及び手数料	
	2 使用料及び手数料の減免	
第 9	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	10
	1 人事に関する計画	
	2 職員の就労環境の整備	
	3 医療機器・施設設備に関する計画	
	4 法人が負担する債務の償還	

ため、クリニカルパス（一定の疾病や疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとして、スケジュール表にまとめられたもの。それが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化や医療の安全性にもつながること。）の積極的な活用を推進する。

八 EBMの推進

エビデンス（診療行為の科学的な根拠）に基づく医療（Evidence Based Medicine。以下「EBM」という。）を実践するため、中期目標期間中に、EBMに関する情報を集積する。

二 退院サマリーの作成

診療記録の一部として重要な退院サマリー（医師が、入院患者の治療経過を要約した文書として退院後に作成、入院カルテ及び外来カルテに同じものを編纂・保管し、外来、再来又は逆紹介（治療した患者を地域の医療機関に紹介する措置）時に活用して治療の継続性を確保する。）の退院2週間以内の作成率を100%に近づけるよう努める。

ホ 病診・病病連携の推進等

病診・病病連携（核となる病院と地域の診療所・病院が行う連携。必要に応じ、患者を診療所・病院から専門医や医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査や治療を提供する。快方に向かった患者は元の診療所・病院で診療を継続する仕組み。）の推進を図り、地域において的確な役割を担うため、地域連携室の業務を充実させるとともに、中期目標期間中の早期に医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認を受けることを目指す。

また、紹介率（初診患者数に占める地域の医療機関からの紹介患者数の比率）は、80%以上を確保するとともに、逆紹介率（初診患者数に占める逆紹介患者数の比率）の向上に努める。

さらに、県外の医療機関との連携を図り、県外からの患者数の増加に努める。

へ 財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の認定

法人の運営水準の確保及び向上を図るため、中期目標期間中の早期に財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価の認定を目指す。

(2) 患者・家族の視点に立った医療の提供

イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者自身や家族が医療の内容を適切に理解し、治療の選択を自己決定できるように説明を行うとともに、より相談しやすい体制をつくるように取り組む。

また、インフォームドコンセント（医療側が診療や治療にあたって患者に、(イ)診断の結果に基づいた現在の病状、(ロ)治療に必要な検査の目的と内容、(ハ)治療の危険性、(ニ)成功の確率、(ホ)その治療以外の方法があればその方法、(ヘ)あらゆる治療を拒否した場合どうなるかを、正しく患者の分かる言葉で伝え、患者がそれを理解、納得、同意し、治療に参加すること。）の徹底を図る。

ロ セカンドオピニオンの実施

患者やその家族が主治医以外の専門医の指導・助言等を求めた場合に適切に対応できるようなセカンドオピニオン（患者本人の医療情報を得る過程で、診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。）の実施に努める。

ハ 患者の価値観の尊重

患者や家族からの意見・要望等について速やかに対応するとともに、患者や家族を対象に満足度調査を実施し、その内容について適宜、分析・検討を行い、医療サービスの向上及び改善に取り組む。

(3) 患者が安心できる医療の提供

イ 医療倫理の確立

患者や家族が安心できる医療を提供するため、カルテの開示を行う等の情報公開に積極的に取り組むとともに、患者のプライバシーの保護に努め、患者や家族との信頼関係の確立を図る。また、すべての臨床研究及び治験について、臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）を遵守して実施

するとともに、倫理委員会及び治験審査会の指摘事項を医療に適切に反映する。

ロ 医療安全対策の充実

医療安全対策を重視し、リスクマネージャー（医療機関内での医療安全活動の推進リーダー）を中心に、インシデント（患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合、あるいは、患者には実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合）事例の適正な分析を行い、改善方策を院内で共有するとともに、安全管理に関する研修を充実する。

また、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立のため、組織が横断的に活動できる体制を整備し、積極的に取り組む。

ハ 救急医療の充実

地域医療に貢献するために、周産期・小児医療の三次救急（入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する救急体制）については、常時対応するとともに、仙台医療圏における小児医療の二次輪番制（二次救急医療体制の確保を目的にした「仙台市小児科病院群輪番制」）に参加、協力するなど、救急医療に積極的に取り組むこととする。

また、今後の法人の救急医療の在り方について検討を行い、関係機関との協議等も踏まえ、中期目標期間中にその方針を決定し、県に提言する。

2 成育支援事業

(1) 患児への支援

治療期間中の子どもが、普通の生活に近い生活を送ることができ、それによって社会性が育まれるよう、年齢に応じた遊びの機会を提供するとともに、良好な教育を受けられるよう学校側との連携に努める。

また、手術、検査、処置などに臨む子どもが、安心して主体的にそれらに臨めるよう医療部門と連携してプリパレイション（個々の子どもの発達に応じた言葉や方法を用い、その不安を軽減する心理的援助）を行う。

(2) 家族への支援

子どもと家族の社会的、経済的、心理的な問題の相談に乗り、解決のための助言、援助を行う。

(3) アメニティの向上

子どもの特性や心のケアに配慮した、院内装飾や交流空間づくりなど、アメニティ（環境の快適性）が豊かな療養環境の向上に努める。

(4) 地域の医療機関や保健・福祉機関等との連携

患児の早期退院の促進と、退院後に地域での生活を円滑に始められるよう、地域の医療機関や保健・福祉・教育機関との密接な連携に取り組む。

(5) ボランティアの受け入れ

患児や家族を支援するボランティアの積極的な受け入れや協働等に努める。

3 臨床研究事業

臨床研究事業については、常に新しい技術と知識を習得し、院内及び本県全体の小児医療水準を向上させるため、また、小児医療に関わる人材の育成に努めるために、臨床研究を進め、診療の科学的根拠となるデータを集積するとともに、これらにより医療の質の向上に取り組む。

(1) 臨床研究の推進

臨床研究計画を年度毎に作成し、これに基づいた臨床研究を推進する。

また、この成果をもとに、標準的な診断・治療に関するエビデンスの集積を行う。

(2) 治験の推進

法人の特徴を生かし迅速で質の高い治験を推進する。

4 教育研修事業

教育研修事業については、東北大学病院など他の臨床研修病院と連携し、臨床研修病院群としてローテイト（医療機関の若手医師が、ある一定期間、交代制で他の医療機関に勤務すること。）研修を受け入れる等、質の高い意欲のある臨床研修医の養成や臨床研究支援体制を充実することにより、質の高い医療従事者の養成を行う。

(1) 質の高い医療従事者の養成

イ 質の高い臨床研修医やレジデントの養成

東北大学病院など他の臨床研修病院と連携し、臨床研修病院群としてローテイト研修を受け入れる等、質の高い研修を実施して良質な研修医の養成を行うこととし、平成17年度の受け入れ実績に比較し、中期目標期間中に、受け入れる臨床研修医数について100%以上の増加を目指す。

併せて、独自のレジデント(専門医を目指して教育病院で研修中の医師)研修プログラムに基づき、良質な医師の育成を行うこととし、平成17年度の受け入れ実績に比較し、中期目標期間中に、受け入れるレジデント数について100%以上の増加を目指す。

ロ 臨床研究支援体制の充実

質の高い医療従事者を養成するために、職員による臨床研究、看護研究を奨励するなど常に新しい技術と知識を習得するための機会を設ける。

特に、臨床経験が少ない看護師に対する院内の看護教育の充実に努める。

また、学会・研究会への参加並びに発表、論文の投稿を奨励する。

(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施

地域医療に貢献するため、県内の周産期・小児医療従事者等を対象とした医学知識等についての研修会を実施する。

5 災害時等における活動

災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を図ることとする。

また、災害医療に関する研修等を充実するとともに、大地震や火災を想定した避難救済活動等の訓練を定期的実施する。

さらに、施設の防犯等安全対策については、防犯マニュアルの整備や訓練を実施するなど、安全管理体制の徹底に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 効率的・効果的な組織の構築

法人の運営実態を考慮したより効率的・効果的な組織体制とする。

また、事務部については、従来の管理業務主体の組織に加え、経営企画重視の組織を目指す。

(2) 職員の配置

各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮して、適切なものとするとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置ができる仕組みとする。

(3) 職員の業績評価等の適切な実施

組織目標を効率的かつ効果的に達成するため、職員の業績を適切に評価し、かつ、透明性・公平性を確保する制度を導入する。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

診療報酬上の新たな基準等の取得や効率的・効果的な医療を通じての収益の増加及び運営費用の削減を図り、収支改善に努める。

なお、収支改善が図られた場合は、その実績が評価される仕組みをつくる。

(1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的・物的資源を有効に活用して、経営改善を図るため、以下の取り組みを実施する。

イ 病床の効率的な利用の推進

病床の管理体制を充実させ、入退院予定情報、空床情報等を集約して病床の効率的な利用を行う。

また、病診・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図るとともに新規患者数を増加させること等により、収支改善を図る。

特に、病床稼働率については、診療機能や専門性についてさらなる周知や医療情報の地域医療機関への積極的な提供、患者の動向分析など、患者数増加に向けた具体的な行動計画を策定、実行し、80%以上とすることを旨とする。

ロ 医療機器の効率的な利用の推進

医療機器については、その効率的な利用に努め、稼働率の向上を図る。

なお、医療機器の有効利用を促進するため、地域の医療従事者との共同利用を行う。

(2) 業務運営コストの節減等

医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検等様々な取り組みを行うことにより、費用の節減等を図る。

イ 材料費率等

後発医薬品導入の検討を進め、同種・同効果の医薬品の整理、調達方法及び対象品目等の見直しを行い、医業収益に占める薬品費と診療材料費等の材料費率の抑制を図る。

また、月毎に棚卸しを行い過剰な在庫を防ぐ。

ロ 人件費率等

適正な人員配置に努めるとともに、業務委託についてもその業務内容を評価できる体制を整備するなどコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、医業収益に占める人件費率と委託費率の合計した率について、抑制を図る。

ハ 修繕費

建物・設備等の日常管理に努め、修繕費の抑制を図る。

(3) 財務分析の実施

月次決算を行うとともに、財務分析を行い、経営改善を進める。

(4) 外部評価の活用等

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の評価結果等を業務改善に積極的に反映する。

第4 予算，収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率を100%程度とすることを目指す。

1 予算 別紙1

2 収支計画 別紙2

3 資金計画 別紙3

第5 短期借入金の限度額

1 限度額 5億円

2 想定される理由

賞与の支給等を想定した，資金繰り資金の出費に対応するため。

第6 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

中期目標期間中の計画はない。

第7 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は，将来の投資（病院建物の整備・修繕，医療機器等の購入等）に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

- (1) 病院を利用する者からは，使用料を徴収する。
- (2) 使用料の額は，診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「診療報酬算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「食事療養費用算定基準」という。）を適用し，診療報酬算定方法別表第1及び別表第2並びに食事療養費用算定基準により算定した額とする。
- (3) (2)の場合において，消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課されることとなる病院の利用に係る使用料の額は，(2)にかかわらず，これらにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし，(2)により算定した額が100円未満のときは，この限りでない。
- (4) (3)により算定した額が1,000円未満の場合において，当該額に50円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て，当該額に50円以上100円未満の端数があるときはその端数金額を50円とする。
- (5) (3)により算定した額が1,000円以上10万円未満の場合において，当該額に100円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てる。
- (6) (3)により算定した額が10万円以上100万円未満の場合において，当該額に1,000円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てる。
- (7) (3)により算定した額が100万円以上の場合において，当該額に1万円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(8) (3)から(5)までにより算定した額が(2)により算定した額に満たないときは、(3)にかかわらず、当該額を使用料の額とする。

(9) (2)の使用料以外を使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(10) 文書の交付を受ける者からは、別表第2に掲げる手数料を徴収する。

2 使用料及び手数料の減免

法人の理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料又は手数料の全部又は一部を減免することができる。

第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

(1) 方針

良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。

また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

平成18年度期首における常勤職員数定員を312人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標期間中においては、適正な人員配置等により人件費の抑制に努める。

2 職員の就労環境の整備

職員の良好で快適な就労環境を整備、維持することに努め、また、定期的に職員の満足度調査やメンタルヘルスケアを実施する。

3 医療機器・施設設備に関する計画

中期目標期間中に整備する医療機器・施設設備については、別紙4のとおりとする。

4 法人が負担する債務の償還

法人が宮城県に対し負担する債務の元利償還を確実に行う。

別紙1

中期計画(平成18年度から平成21年度まで)の予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	22,168
運営費負担金	8,834
自己収入	12,929
診療業務による収入	12,913
受託研究等による収入	3
その他収入	13
財務活動による収入	405
借入による収入	405
支出	21,806
業務経費	18,183
施設整備費	169
借入金償還	2,854
支払利息	600

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

別紙2

中期計画(平成18年度から平成21年度まで)の収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入の部	20,277
経常収益	20,277
運営費負担金収益	7,117
医業収益	12,913
受託研究等収益	3
その他収益	13
資産見返負債戻入	231
費用の部	21,668
経常費用	21,668
業務費	18,783
医業費用	8,621
役員人件費	68
職員人件費	9,494
支払利息	600
減価償却費	2,885
純利益	-1,391

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

別紙3

中期計画(平成18年度から平成21年度まで)の資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金収入	22,168
業務活動による収入	20,046
運営費負担金による収入	7,117
診療業務による収入	12,913
受託研究等による収入	3
その他収入	13
投資活動による収入	1,717
運営費負担金による収入	1,717
財務活動による収入	405
借入による収入	405
資金支出	21,806
業務活動による支出	18,783
診療業務による支出	18,183
その他の支出	600
投資活動による支出	169
資産の取得による支出	169
財務活動による支出	2,854
借入金の返済による支出	2,854
次期中期目標期間への繰越金	362

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。